

(案)

第4次地域管理経営計画書

(多摩森林計画区)

計画期間 自 平成23年 4月 1日
至 平成28年 3月31日

関東森林管理局

はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に平成10年度から抜本的な改革を推進してきたところである。管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、事業の民間委託の推進、組織機構の再編整備、職員数の適正化等により事業実施体制の効率化を推進するとともに、一般会計繰入を前提とした会計制度や、地球温暖化防止のための間伐を推進するなど、財政を健全化し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めていくための基礎を築いてきたところである。

平成13年度には、森林・林業基本法に基づき森林・林業基本計画が策定され、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念として施策を計画的に推進してきたところである。

また、その後の森林及び林業を取り巻く情勢の変化を踏まえ、利用可能な資源の充実、森林に対する国民の要請の多様化、木材需要構造の変化等に対応するため、平成18年9月に新たな森林・林業基本計画が策定されたところである。

このような中で、平成20年度12月には国有林野の管理経営の基本方針を明らかにする「国有林野の管理経営に関する基本計画」が新たに策定され、①公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進、②森林の流域管理システムの下での管理経営、③国民の森林としての管理経営、④地球温暖化防止対策の推進、⑤生物多様性の保全について、進めていくこととしている。

本計画は、国有林野の管理経営に関する法律第6条第1項の規定に基づいて、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、関東森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の多摩森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた計画である。

今後、多摩森林計画区における国有林野の管理経営は、この計画に基づき、関係行政機関と連携を図りつつ、地域住民の理解と協力を得ながら適切に行うこととする。

目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
（1）計画区の概況	1
（2）国有林野の管理経営の現況・評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	4
① 伐採総量	4
② 更新総量	4
③ 保護林	5
④ レクリエーションの森	5
（3）持続可能な森林経営の実施方向	5
ア 生物多様性の保全	6
イ 森林生態系の生産力の維持	6
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	6
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	6
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	7
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	7
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	7
（4）政策課題への対応	8
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	9
（1）機能類型毎の管理経営の方向	9
ア 水土保全林における管理経営に関する事項	9
① 国土保全タイプ	10
② 水源かん養タイプ	10
イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項	10
① 自然維持タイプ	11
② 森林空間利用タイプ	11
ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項	11
（2）地域ごとの機能類型の方向	12
ア 高尾陣馬山地区（201 林班～ 221 林班）	12
イ 高尾山地区（224 林班～ 254 林班）	13
3 流域管理システムの推進に必要な事項	13
4 主要事業の実施に関する事項	14
（1）伐採総量	15
（2）更新総量	15
（3）保育総量	15
（4）林道の開設及び改良の総量	15

II	国有林野の維持及び保存に関する事項	16
1	巡視に関する事項	16
	(1) 山火事防止等の森林保全管理	16
	(2) 境界の保全管理	16
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	16
3	特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項	16
	(1) 保護林	16
	ア 植物群落保護林	17
4	その他必要な事項	17
	(1) ニホンジカによる食害、剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項	17
	(2) その他	18
III	林産物の供給に関する事項	19
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	19
2	その他必要な事項	19
IV	国有林野の活用に関する事項	20
1	国有林野の活用の推進方針	20
2	国有林野の活用の具体的手法	20
3	その他必要な事項	20
V	国民参加による森林の整備に関する事項	21
1	国民参加の森林に関する事項	21
2	分収林に関する事項	21
3	その他必要な事項	21
	(1) 森林環境教育の推進	21
	(2) 森林の整備・保全等への国民参加	22
VI	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	23
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	23
	(1) 林業技術の開発	23
	(2) 林業技術の指導・普及	23
2	地域の振興に関する事項	23
	森林の管理経営の指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 計画区の概況

本計画の対象は、東京都の島嶼を除く全域の多摩森林計画区*内の南西側に位置する国有林野 1.2 千 ha であり、当森林計画区の森林面積の 2% を占めている。

当計画区内は多摩川が東流し東京湾に注いでいるが、国有林野は多摩川に合流する北浅川、南浅川の支流を含めたこの源流部等の重要な水源地帯に位置している。

林況*は、林地面積の 83% がスギやヒノキを主とする人工林、17% がブナやナラ類を主とする天然林である。

当計画区内は古くからの林業生産活動で人工林の割合が非常に高いが、高尾山地区の森林は山頂付近の薬王院とともに保護してきたため、多くの種の動植物が生息・生育している。特に冷温帯と暖温帯の境界にあるこの地域の森林、カシ類等の常緑広葉樹やイヌブナ、コナラ等の落葉広葉樹、モミ、ツガ等の針葉樹の大径木が混じり合い、四季折々変化に富んだ景観を見せている。

また、人口 1,300 万人の大都市近郊にあり、身近で豊かなこの地域は、「明治の森高尾国定公園」、「高尾陣場都立自然公園」に指定されている。

国有林野面積の 55% が水源涵養保安林*に指定されており、八王子市をはじめとする下流域の生活用水、工業用水などの水がめとして重要な役割を果たしているほか、年間 250 万人以上が登山や散策、森林を利用したレクリエーション等保健休養の場として訪れている。

流通網が発達している江東区の新木場地区を中心に木材加工業が発達している。また、多摩地区には原木流通センターとともに小規模ながら製材工場が稼働しており、地元材を中心に製品化し周辺地域に出荷している。

*【多摩森林計画区】

全国では 158 の森林計画区があり、東京都では、多摩、伊豆諸島の 2 森林計画区に区画されています。

*【林況】

樹種、樹高、下層植生（森林の下層に生育している低木や草本類）の状況など、現在の森林の様子。

*【保安林制度】

保安林制度は、森林の有する水源のかん養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

(2) 国有林野の管理経営の現況・評価

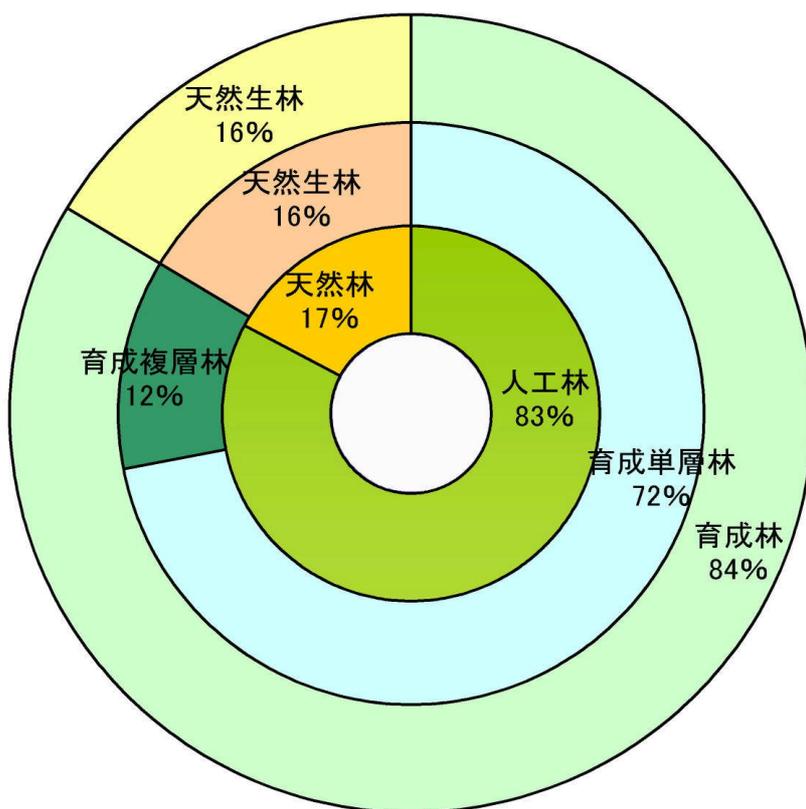
ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成22年3月31日時点）は、人工林を中心とする育成林が84%（9百ha（育成単層林^{*}8百ha、育成複層林^{*}1百ha）、天然生林^{*}が16%（2百ha）となっている。（図-1-1，図-1-2参照）

主な樹種別の材積をみると針葉樹ではスギ49%（161千 m^3 ）、ヒノキ36%（116千 m^3 ）、モミやその他針葉樹が8%（27千 m^3 ）、広葉樹ではカシ類やブナ、その他広葉樹が7%（23千 m^3 ）となっている。（図-2参照）

人工林について見ると、齢級^{*}構成では図-3のとおりであり、若齢林（1～4齢級）は8%、間伐適期林分（5～9齢級）が32%、高齢林（10齢級以上）が61%と大半を占めている。

図-1-1 人工林、天然林及び林種の区分（面積比）



^{*}【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

^{*}【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

^{*}【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

図-1-2 人工林・天然林の分布状況

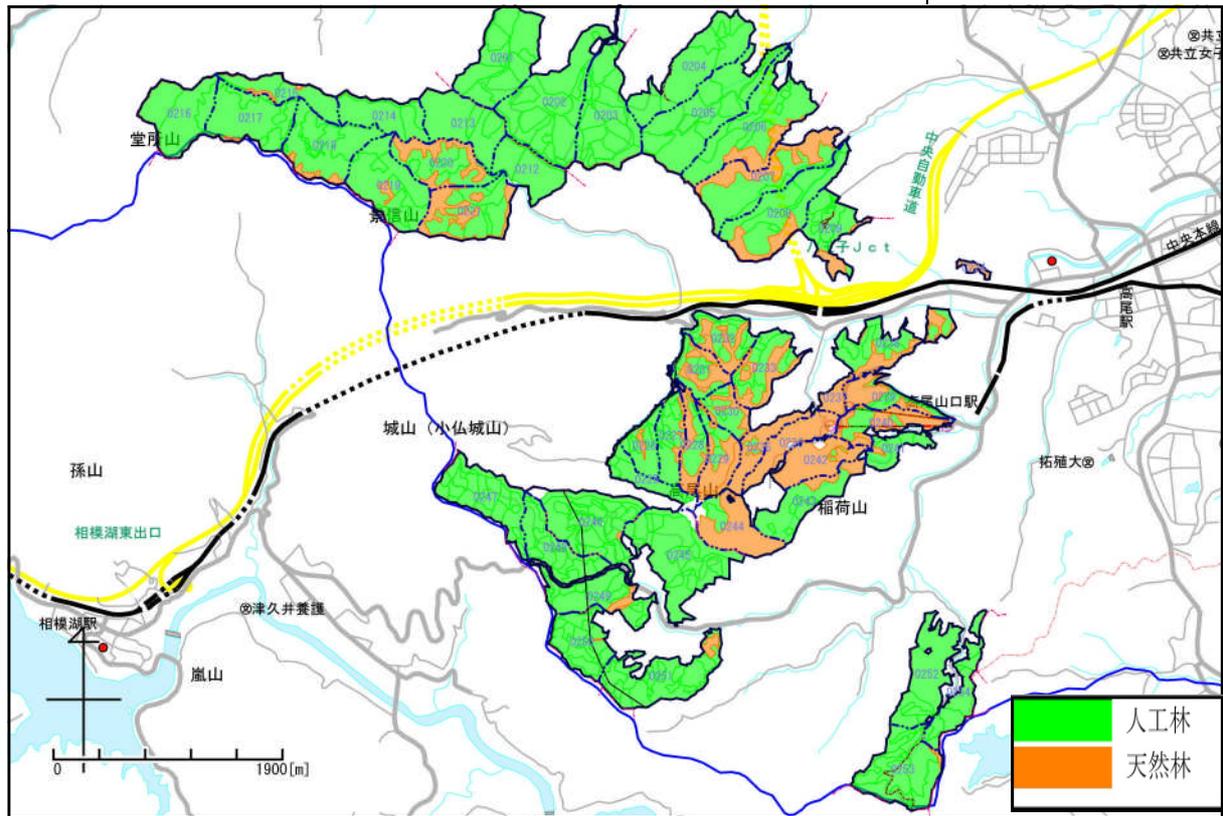
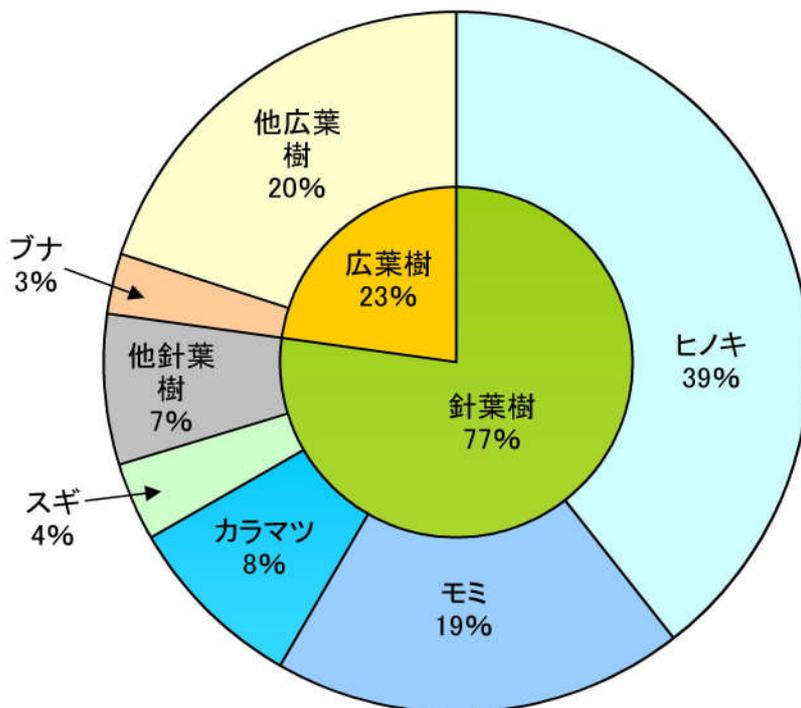
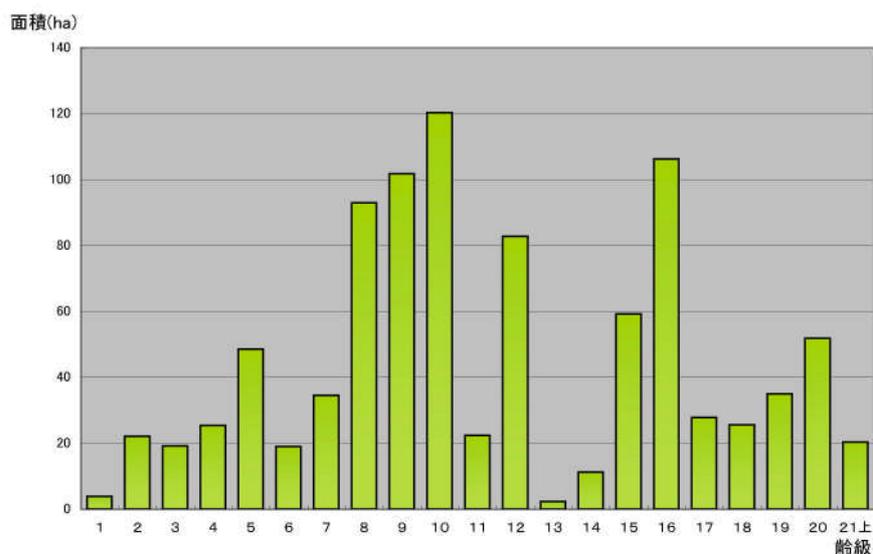


図-2 主な樹種構成 (材積比)



図－3 人工林の齢級*構成



イ 主要施策に関する評価

前計画の平成18年度～平成22年度における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりとなっている。(平成22年度は実行予定を計上した。)

① 伐採量

間伐*は、地球温暖化防止対策に資する森林整備の推進を図るため、これまで間伐を実施していない林分を中心に実行した。また、主伐*は、地域における木材の安定供給を図るため、育成複層林の複層伐を計画し、ほぼ計画通り実行した。

単位：材積m³

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	515	18,034 (184ha)	480	18,040 (500ha)

注) 1 () は間伐面積である。

注) 2 前計画の臨時伐採量は間伐に含めた。

② 更新量

複層伐箇所の新植による確実な更新*を実行した。

単位：ha

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更 新	3	—	4	

*【齢級】

林齢（樹木の年齢）を5年の幅にくくったもの。

1 齢級は、1～5年、
2 齢級は、6～10年、
10 齢級は、46～50年
などとなります。

*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木の間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、人為植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株かを育成する天然更新があります。

③ 保護林*

すべての保護林について、現状を把握するため森林や動物等の状況に関するモニタリング*調査を実施しており、その結果、高尾山モミ植物群落保護林は保護林を形成していた大径木のモミがほとんど見られないものの、低木層に更新したモミが多く見られる状況にあった。大平モミ植物群落保護林と併せてこれからも継続した調査を行う必要がある。

単位：面積 ha

保護林の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
植物群落保護林	2	5	2	5
計	2	5	2	5

④ レクリエーションの森*

自然休養林、風景林、自然休養林については、遊歩道、駐車場、野営場、園地等として整備されており、登山やキャンプ、散策など気軽に森林や自然とふれあえる保健休養の場として、児童から年配者まで幅広い年齢層の人々に四季を通じて利用され、年間 250 万人を超える人々が訪れている。

単位：面積 ha

レクリエーションの森の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然観察教育林	1	100	1	100
風景林	2	389	2	389
自然休養林	1	488	1	448
計	1	937	1	937

(3) 今後の管理経営の考え方(持続可能な森林経営の実施方向)

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオールプロセス*に属しており、この中で国全体としての客観的に評価するため7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針を整理すると次のとおりとなる。

*【保護林】

P16 以降具体的に説明。

*【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供しています。

*【機能類型区分】

P9 以降具体的に説明。

*【モントリオールプロセス】

欧州以外の温帯林を対象に、森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

ア 生物多様性の保全*

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生生物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(利根上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先行事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 人工林の針広混交林化
- ・ 保護林の保全

イ 森林生態系*の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 一定林齢に達した人工林の積極的な間伐を推進
- ・ 主伐後の確実な植栽又は天然力を活用した更新
- ・ 計画的な伐採
- ・ 森林の管理、効率的な木材生産を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 山火事を防止するための巡視
- ・ 森林病害虫獣による被害拡大防止、早期発見のための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

*【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り(光合成など)、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

*【水源かん養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流量を減少させることにより河川流量をほぼ一定にする機能です。豪雨時、融雪時等の

のかん養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐期の長期化により、経常伐期と比べて皆伐による裸地状態が減少
- ・ 沢沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の確実な更新
- ・ 下層植生の発達を促すための抜き伐りを推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

増水時に洪水ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源、貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 木材利用の推進

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・ 森林づくり活動のフィールドとして提供
- ・ レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・ 木材の計画的な生産

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

ア～カに記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当

たつては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」*の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・ 関東森林管理局のHP*等の充実による情報発信
- ・ 保護林のモニタリングや森林調査の着実な実施

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
安全・安心	<p>【流域保全】 高尾山地区において溪間工：2箇所、山腹工：3箇所を計画。</p> <p>【水土保持機能の維持】 水土保持林の育成林約170haのうち、約40haの森林整備（間伐）を計画</p>
共 生	<p>【生活環境保全】 森林と人との共生林の育成林約680haのうち、約170haの間伐を計画。</p> <p>【ふれあい】 高尾森林センター等と連携した森林環境教育を推進。</p>
循 環	<p>【木材の供給】 分収林の主伐や積極的な間伐に伴う木材の供給を行う。</p>
地球温暖化防 止	<p>育成林940haのうち約270haの間伐を計画、天然生林*250haのうち66%にあたる約165haを保安林として保全。</p>

*【国有林モニター】

国有林野に関心のあ
る国民の皆さんへ幅広
く情報を提供するとと
もに、アンケートや意
見交換を通じていただ
いたご意見・ご要望等
を管理経営に活かすた
めの制度です。モニタ
ーは公募により選定。

*【ホームページアドレス】

[http://www.rinya.maff.](http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html)

[go.jp/kanto/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html)

*【本項に係る天然生林】

左記の天然生林は、P2
で説明した天然生林に
加え、岩石地や草生地
など林地として集計し
ない区分の土地を含め
たものとしています。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源のかん養に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や水源のかん養を重視する「水土保全林」、豊かな生態系の維持・保存や保健・文化・教育的な利用を重視する「森林と人との共生林」及び木材の安定的、効率的な供給を重視する「資源の循環利用林」の3つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。

森林性猛禽類*の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において関係者の協力を得るなどにより、オオタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

なお、希少野生生物の生息、生育が確認された場合、当該箇所周辺で森林施業等を行う時は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業を行う場合の留意点又は施業を取りやめること等について、専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

ア 水土保全林における管理経営に関する事項

水土保全林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害*による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図る。

水土保全林については、次の通り国土保全タイプと水源かん養タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では水土保全林 182ha（国土保全タイプ 40ha、水源かん養タイプ 142ha）としており、本計画でも下表のとおり同様とする。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。

猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下しています。

食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

*【気象害】

風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

① 国土保全タイプ

国土保全タイプについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 水源かん養タイプ

水源かん養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層*で構成される森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらの条件を維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

*【樹冠】

樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

国土保全林の面積

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源かん養タイプ	計
面積	40	142	182

イ 森林と人との共生林における管理経営に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれ重視すべき機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成に努め、必要に応じて施設の整備を図る。面積は下表の通りであり、前計画とほぼ同様である。

森林と人との共生林については、次のとおり自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱うこととする。

また、前計画では森林と人との共生林 917ha（自然維持タイプ 5ha、森林空間利用タイプ 912ha）としていたが、本計画では下表のとおりとしている。これは森林空間利用タイプに区分していた森林について、前計画期間中に活用要望（道路用地、水道施設敷）があり、圏央道トンネル敷として国土交通省に所管換したものと水道施設敷として市に売り払ったことによるものである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 自然維持タイプ

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生息・生育に資するために必要な管理経営を行うものとする。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林に設定する。なお、現状の登山道については、周辺の植生に影響を及ぼさないよう適切な維持・管理及び利用を促進する。

② 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。

森林と人との共生林

(単位：ha)

区分	自然維持タイプ		森林空間利用タイプ		計
		うち保護林		うちレクリエーションの森	
面積	5	5	911	827	916

ウ 資源の循環利用林における管理経営に関する事項

資源の循環利用林については、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持し、公益的機能の発揮に留意しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

また、前計画では資源の循環利用林 94ha としており、本計画においても、資源の循環利用林として引き続き適切に管理することとする。

管理経営の詳細は、別冊「管理経営の指針」に示すとおりである。

資源の循環利用林の面積

(単位：ha)

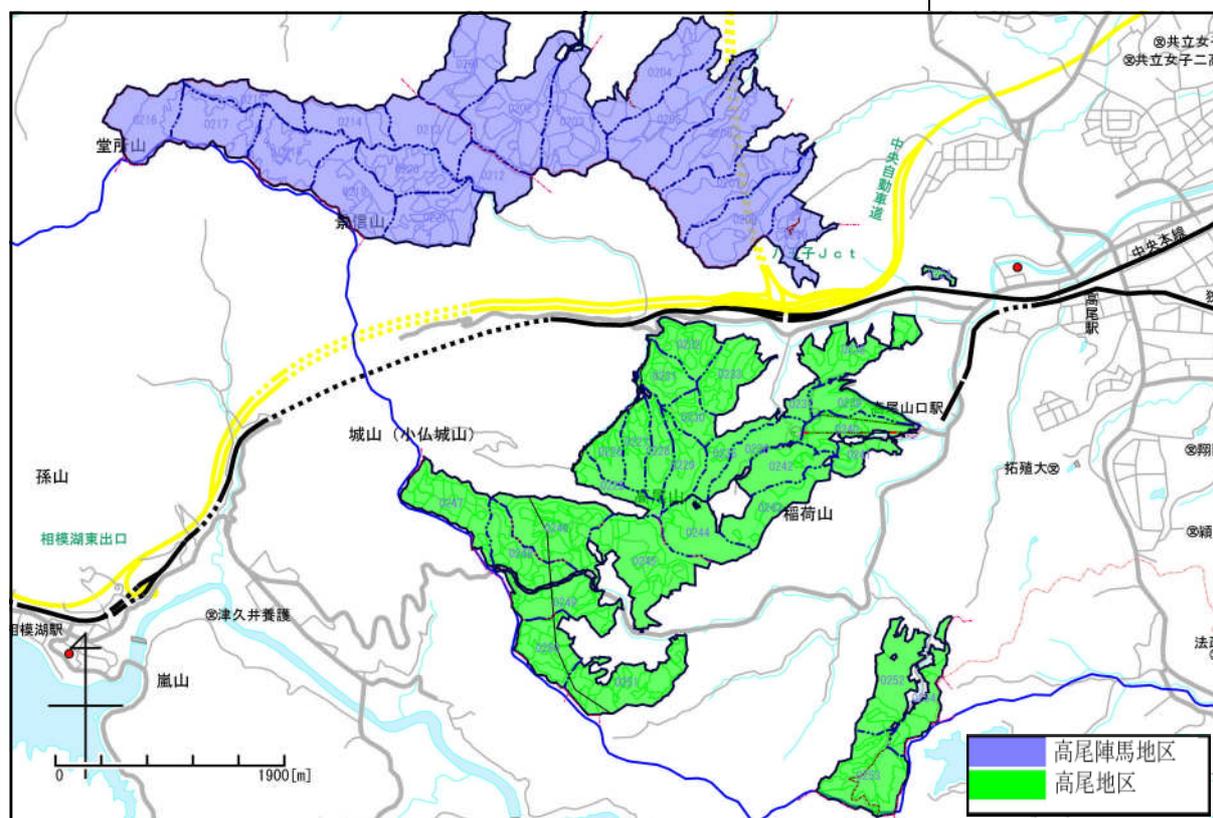
区分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面積	93	1	94

注)「その他産業活動の対象」とは、貸付地である。

2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、旧甲州街道（現中央自動車道）を挟んで北に高尾陣馬地区、南に高尾山地区の2地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。(図-4参照)

図-4 多摩計画区の地区別図



ア 高尾陣馬地区 (201~216林班)

本地区は、計画区北部に位置し、南西側が神奈川県境となっており、高尾山から影信山を通り陣馬山へ縦走する県境沿いの稜線部は登山愛好者の中でも人気がある。国有林を源とする大小河川は北浅川、南浅川にそれぞれ流入し、多摩川に合流して東京湾へ注いでいる。

国有林はスギ、ヒノキを主とする人工林が大半を占めており、

ほぼ全域が水源かん養保安林に指定されている。旧八王子城跡の周辺や小下沢の周辺は保健保安林に指定されている。また、豊かな自然を背景に全域が高尾陣場都立自然公園に指定されている。神奈川県境の影信山からの眺望は、東に東京都心の街並み、西に丹沢の山々及び富士山を望見できることから、都心から日帰り登山のできる山として市民に親しまれている。このため、主として森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能を重視した管理経営を行うこととする。

イ 高尾山地区（224～254林班）

本地区は、計画区南側に位置し、国有林野を源とする大小河川は南浅川に流入し、多摩川に合流して東京湾へ注いでいる。

高尾山は、その昔、修験道の霊場であったとされ、そのため古くから保護政策がなされ、高尾山から北東側の国有林野は高齢の天然林が多く残っている。また、暖温帯から冷温帯に移行する地帯にあたるため、北斜面にブナなどの落葉広葉樹が、南斜面にカシ類などの常緑広葉樹が多く、全体にモミ等の針葉樹と広葉樹が混交した植生となっており、標高 200m から 600m の間に変化に富んだ森林が体感できるのが特徴である。

また、南側の一部を除き全域が保健保安林に指定されており、「明治の森高尾国定公園」又は「高尾陣場都立自然公園」指定されていることから、主として森林と人との共生林（森林空間利用タイプ）に区分し、森林の保健文化機能を重視し管理経営を行うこととする。

3 流域管理システム^{*}の推進に必要な事項

当流域は、過密集中化が進む東京圏にあって、森林をはじめとする自然環境の保全に関する都民の要請は極めて高い。また、多摩地域は、積極的に造林が進められてきた結果、スギ、ヒノキを中心とした人工林率の高い森林を形成している。

また、これまで国有林は間伐材の利用促進、国有林に期待される高齢級材の供給、森林整備ボランティアの推進、体験林業、森林教室の開催等に取り組んできたところであるが、今後さらに、流域管理システムの推進に向けて、引き続き国有林野事業流域管理推進アクションプログラムの実施等により先導的・積極的に取り組むこととする。

^{*}【流域管理システム】

日本の森林は流域を単位として158に区分されており、それぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備、森林作りや林業、木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理システム」が進められています。

(1) 地域ニーズの的確な把握

都、林業関係機関等との連携を深め、流域における課題や要請を的確に把握するとともに、間伐材の需要拡大、森林施業の効率化・低コスト化等を推進しつつ、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に取り組むこととする。

(2) 国有林野の情報、技術及びフィールドの提供等

「高尾山江川スギ展示林」等の展示により、国有林野における管理経営や技術について現地を通じて国民にわかりやすく提示するとともに、ホームページに掲載し情報提供する。

また、各種イベント等を通じて森林・林業に関する情報提供等、国有林のPRに努めることとする。

(3) 民有林・国有林一体となった取組

高尾山国有林等において、民有林関係者と連携し体験活動等を希望する一般市民、各種団体等には、体験林業、ボランティア活動等を通じて、技術援助や森林・林業に関する情報提供等国有林のPRに努めることとする。

特に、間伐の推進については、森林の二酸化炭素吸収源対策の観点からも急務となっているため、引き続き治山工事、林道工事への間伐材利用を積極的に進めるとともに、地方自治体及び地域住民等に間伐材利用のPRに努めることとする。

(4) 下流域との連携

高尾山等において、教育機関と連携し小学生等に森林教室、体験活動の開催など、森林とのふれあいの場の提供を通して、森林の働き、林業の役割等の情報を広く国民にわかりやすく提供することとする。

また、民有林関係機関等と連携を図り、森林環境教育の推進、森林の有する多面的機能のPRに努めることとする。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量* (単位：m³)

区分	主伐	間伐	計
計	138	27,759 (273)	29,297 《1,400》

- 注) 1 間伐欄の()は、間伐面積 (ha)
 2 計欄の《》は、臨時伐採量* (m³) で内書き。
 3 計は主伐、間伐、臨時伐採の合計。

(2) 更新総量 (単位：ha)

区分	人工造林	天然更新	計
計	—	1	1

(3) 保育総量 (単位：ha)

区分	下刈	つる切	除伐
計	6	6	17

(4) 林道*の開設及び改良の総量

区分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
計	—	—	11	1,560

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

なお、国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる、臨時伐採量を含みます。

*【臨時伐採量】

伐採時や搬出時に支障木の発生が予想されるが、現時点では伐採箇所を特定することが困難なものに係る見込みの伐採量のことです。

*【林道】

木材を主とする林産物の搬出、林業経営に必要な資材の運搬、森林の保護管理、巡視等に使用する森林内を通る道路です。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬期から新緑期にかけて降水量が少なく、乾燥が著しい地域で、林内には乾燥した枯れ葉が堆積しており、山火事発生危険が増大する時期でもあることから特に注意が必要である。また、近年、廃棄物の不法投棄が行われているため、早期発見や未然防止が必要である。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林保全巡視を強化し、山火事の防止、廃棄物等の不法投棄の防止、貴重な動植物の保護等、森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、中山間部から奥地山岳地帯まで位置している。また、複雑で急峻な地形と軟弱な地盤もあることから境界標識が亡失するおそれがある。このため、今後とも境界の保全管理を適切に実施することとする。

(3) 入林マナーの啓発・普及

当計画区は、山岳、峡谷、豊かな森林等優れた自然景観に恵まれており、近年の登山、トレッキングブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者は増加傾向にあるが、それに伴いゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。このため地元自治体や観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

2 森林病害虫^{*}の駆除又はそのまん延防止に関する事項

松くい虫被害等の諸被害に対しては、早期発見に努めるとともに、民有林関係者と連携を図りつつ、まん延を防止するための適切な防除に努めるものとする。

3 特に維持及び保存を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林

保護林は、動植物の生息又は生育状況、地域の要請等を勘案して、原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では2箇所、5haを天然モミを主体

^{*}【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松食い虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類とされています

とする植物群落保護林として設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリング調査を実施している。今後は、調査結果の蓄積及び分析を行い、必ずしも自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取り扱いについては、前述の森林と人との共生林の自然維持タイプによるほか、次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為はこれにかかわらず行うことができるものとする。

また、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入を可能とする区域においては学習の場等として国民が利用できるよう努める。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
植物群落保護林	2	5
計	2	5

ア 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採を行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう、特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な効果的であると認められるときは、まき付け、植え込み、刈り出し、除伐等を行う。

4 その他必要な事項

(1) ニホンジカの剥皮（樹皮剥ぎ）に関する事項

近年、当計画区内の奥多摩町など多摩西部の森林において、著しく増加したニホンジカによる植栽木の食害や樹幹の剥皮などの林業被害が広がっており、一部では裸地化が進むなど深刻な状況

となっている。

国有林内の被害は確認されていないが、当面は巡視等により状況の把握に努め、発見されたときは地方公共団体等と連携するなどにより、早期の対策に努めることとする。

(2) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林の 83 %が人工林であり、そのうち約 8 割が間伐適齢期林分や高齢級林分となっている。

当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐や分収林契約に基づく森林の主伐が主体となるが、これらを計画的に進め効率的に搬出することとする。

また、木材の価格安定を図るため素材の需給動向を把握し、国有林材の計画的な供給に努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山、林道工事において間伐材の利用を積極的に推進する。

また、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給について情報交換を進めることを通じ、河川、砂防工事、その他の公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区は、JR や私鉄、中央自動車道や首都圏中央連絡自動車道の整備が進んでおり、都心部や近県からのアクセスが良いことから、高尾山自然休養林や影信山のある小下沢風景林、八王子城跡が整備されている城山自然観察教育林等、気軽に登山やトレッキング、自然観察を楽しめる森林レクリエーション等保健休養の場として、年間を通じて多くの人々に利用されている。

このため地方公共団体等と連携し、安全性の高い施設整備、森林景観整備等に努め、看板類の整備、リーフレットの配布等各種情報手段の活用を通じ情報提供に努めることとする。

また、地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等公共、公益事業等に対して適切に応えることとする。

なお、国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物、水路等一売払い等
- (2) 国民参加の森（法人の森）、森林環境教育の森（学校林）等一分収造林契約等
- (3) ダム、公園、道路、電気事業施設等公共用、地域産業の振興一貸付、売払等
- (4) レクリエーション利用一使用許可等

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と需要の掘り起こしに努めることとする。

V 国民参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術援助、情報の提供などを通じ、国有林野を身近なものとして受け入れられるよう努めることとする。

- (1) 「ふれあいの森」は、高尾陣馬地区の「小下沢風景林」内に社団法人が自主的な森林整備活動を展開していることから、これらの活動を支援し、各種情報の提供を行うなど利便を図ることとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置 (林小班)
ふれあいの森	高尾の森づくり	171.04	216 全 217 い～り 218 い～ち 219 ～ 221 全
遊々の森	高尾・お日 ^ひ の森	1.74	224 い

- (2) 「遊々の森」は、高尾山地区で NPO 法人が、都市住民の子供たちに森林環境教育のとして森林整備活動を展開していることから、これらの活動を支援し、各種情報の提供を行うなど利便を図ることとする。

2 分収林に関する事項

分収林制度*を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努める。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ森林環境教育の推進を図ることとする。

また、高尾センターによる児童、生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普啓啓発や技術指導等、森林環境教育に対する波及効果が期待される取

*【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

組に努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO 等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

森林管理署に設定されている試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林内での活用を図るとともに、試験地等の展示等を通じて地域の林業関係者等への普及を図ることとする。

また、林業技術の指導・普及と併せて、森林管理署等において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、そのために必要な国土の保全を図ることはもとより国有林野内の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、自治体等からの相談受付体制の充実、自治体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。